

第三十七回港湾環境整備負担金部会

平成三十年一月三十日（火曜日）

於 都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十五

- 一 開 会
- 二 部会長の選任
- 三 諮問事項の審議
 - ・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）
- 四 閉 会

出席者

学識経験者

(一財)みなと総合研究財団理事長 鬼頭平三

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押田佳子(欠席)

港湾・海上公園利用者

(一社)東京港運協会会長 鶴岡純一(欠席)

東京倉庫協会会長 宮本憲史

(一社)日本船主協会常務理事 小泉浩信

東京港湾労働組合連合会執行委員長 山田敏也(欠席)

関係行政機関の職員

関東地方整備局長 泊宏(代理)

関東運輸局長 河田守弘(代理)

東京海上保安部長 豊藏俊雄

東京都職員

港湾経営部長 藏居淳

監理担当課長 江袋晃弘

海上公園課長 吉田憲治

企画担当課長 伊藤正勝

開 会 （午後一時二十一分）

○伊藤企画担当課長 それでは、ただいまから第三十七回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は私、東京都港湾局総務部企画担当課長の伊藤が務めさせていただきます。早速ではありませんが、最初に定足数についてご報告申し上げます。本日は九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして六名の委員が出席されております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、ご承知おき願います。

続きまして、部会の進行に関するご案内及び配付資料の確認をさせていただきます。

まず、ご発言をいただく際ですが、恐れ入りますが、挙手をいただきましたら、マイクを事務局より受け取ってからご発言いただきますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら

マイクは事務局が取りに伺います。

また、今回の部会よりタブレット端末を机上に置かせていただいておりますので、こちらの端末を活用した会議システムを導入させていただきますたいと存じます。

今回は、初回の試験的な運用ということもございまして、紙資料も配付させていただいていくところですが、画面に表示される内容につきましては、お手元の資料と同じということになっております。

この表示画面は事務局の説明箇所に合わせて自動で切り替わりますので、委員の皆様におかれましては、タブレットの操作は不要でございます。議事進行中、タブレットに関しまして不明な点がございましたら、職員が控えておりますので、お声がけいただければと存じます。なお、お手元のタブレット端末にはセキュリティ確保の都合上、外部機器の接続は禁止されておりますので、ご留意いただければと存じます。

続いて、机上に置かせていただいております配付資料のご確認をさせていただきます。

まず、「会議次第」でございます。

次に、「港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書（写）」でございます。

次に、資料一といたしまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」でございます。

資料二は「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三は「負担割合一覧表」でございます。

資料四は「平成二十八年度・平成二十九年度事業費等比較表」でございます。

このほか、冊子でお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」と、「港湾環境整備負担金制度について」でございます。

それから、「座席表」を配付させていただきますております。

資料に不足がございましたら、お声がけいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

引き続きまして、部会委員の紹介をさせていただきます。大変僭越ではございますが、私のほうからお名前をご紹介させていただきたいと存じます。皆様、ご着席のまま結構でございます。

まず、みなと総合研究財団理事長の鬼頭委員でございます。

○鬼頭委員 よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 次に、日本大学理工学部まちづくり工学科准教授の押田委員と、東京港運

協会の会長の鶴岡委員でございますが、本日は所用により欠席の連絡をいただいております。

続いて東京倉庫協会会長の宮本委員でございます。

○宮本委員 よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 日本船主協会常務理事の小泉委員でございます。

○小泉委員 よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 次の東京港湾労働組合連合会執行委員長の山田委員でございますが、本日は欠席の連絡をいただいております。

次に、関東地方整備局長の泊委員でございますが、本日は高田副局長が代理出席されております。

○泊委員代理（高田） よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 次に、関東運輸局長の河田委員でございますが、本日は交通政策部の山崎次長が代理出席されております。

○河田委員代理（山崎） よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 東京海上保安部長の豊藏委員でございます。

○豊藏委員 よろしくお願ひいたします。

○伊藤企画担当課長 以上で本部会委員のご紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の紹介をさせてい

たきます。

港湾経営部長の藏居でございます。

○藏居港湾経営部長 よろしくお願いいたします。

○伊藤企画担当課長 監理担当課長の江袋でございます。

○江袋監理担当課長 よろしくお願いいたします。

○伊藤企画担当課長 海上公園課長の吉田でございます。

○吉田海上公園課長 よろしくお願いいたします。

○伊藤企画担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

部 会 長 の 選 任

○伊藤企画担当課長 続きまして、次第の部会長の選任に移らせていただきます。

本日は、平成二十八年十月に港湾審議会委員の改選があつて以降、初めて開かれる負担金部会でございます。本部会の部会長は、東京都港湾審議会条例第八条第三項によりまして、部会委員の皆様の間により選任していただくことになっております。

それでは部会長の選任につきまして、どなたかご推薦の発言をお願いいたします。

(宮本委員 挙手)

宮本委員、お願いいたします。

○宮本委員 東京倉庫協会の宮本でございます。

部会長の選任につきまして、ご提案を申し上げたいと思います。

大変ご苦勞をおかけいたしますが、前期に引き続きまして、豊富な経験と高い見識をお持ちの鬼頭委員に部会長にご就任いただきますようご推薦いたしたいと存じます。部会委員の皆様のご賛成をいただければ幸いです。

○伊藤企画担当課長 ありがとうございます。ただいま宮本委員からご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○伊藤企画担当課長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、鬼頭委員に港湾環境整備負担金部会の部会長をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、鬼頭部長よりご挨拶を頂戴いたしまして、以降の進行を部会長にお任せいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○鬼頭部会長 改めまして、鬼頭でございます。ただいまご推薦をいただきましたので、前期に引き続いて部会長を務めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

す。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○鬼頭部会長 それでは早速ではございますが、議事に入らせていただきたいと思います。最初に、東京都知事からの諮問を受けたいと思いません。

そして、その後、事務局より諮問事項に関するご説明をお願いしたいと思います。

○伊藤企画担当課長 それでは、都知事を代理いたしまして、藏居港湾経営部長から鬼頭部会長へ諮問書をお渡しいたします。恐れ入りますが、鬼頭部会長、藏居部長、前方のマイク付近へご移動をお願いいたします。

○藏居港湾経営部長 それでは諮問書でございます。

東京都港湾環境整備負担金条例第九条第二号の規定に基づきまして、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）を諮問いたします。

平成三十年一月三十日。

東京都知事小池百合子。

よろしくお願いいたします。

(諮問書 手交)

○伊藤企画担当課長 ありがとうございます。

ただいまの諮問書につきましては、お手元に写しを配付させていただいております。この諮問事項の審議につきましては、東京都港湾審議会条例第八条の二第一項によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それでは、鬼頭部会長、引き続き部会の進行をよろしくお願いいたします。

○鬼頭部会長 それでは、ただいま本部会に諮問のありました港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○藏居港湾経営部長 港湾経営部長の藏居でございます。

まず、港湾環境整備負担金制度につきまして、既にご案内のことと存じますけれども、改めて制度の概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正によりまして導入された制度で、臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきましてご負担をいただく制度でございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきましてご説明を申し上げます。

本日ご審議をいただく平成二十九年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は四千三十四万余円でございます。また、負担対象工事業業者は七十五社でございます。

それでは、資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、お手元に配付しました資料「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をご用意いただきまして、三枚目の別紙、「負担対象工事の指定について（案）」をご覧くださいと思います。

まず、表の様式につきまして、表の最上段にあります①から⑧までについて、順次ご説明申し上げます。

①から⑧までの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示する事項でございます。

次に、①の欄の「工事の種類」を上から順にご説明申し上げます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二段目の二の「港湾環境整備施設の維持の工事」は、これらの施設に係る清掃除草等の維持管理を行うものでございます。

また、三の「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」は、清掃船による港内清掃等を行うものでございます。

次に、②の欄は「工事の名称」で、今年度の負担金の対象となる平成二十八年度に実施した工事を記載しております。

一の建設又は改良の工事については、城南島海浜公園及び新木場公園の整備工事の二件でございます。

同様に、二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか八公園の維持工事でございます。

また、三は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの「工事の実施された場所」を示しております。

④の欄は、「工事の完了した日」でございます。

⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成二十八年度の費用でございます。

⑥の欄は「負担区域」でございます。

一、二の工事は、臨港地区が負担区域で、三の工事は臨港地区に加えまして水域の港湾区域も負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、本条例第三条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方でございます。

⑦の欄は、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。

⑧の欄は「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案につきまして、概略と告示する事項をご説明申し上げましたが、詳細につきましては別途、資料二の附属資料で補足させていただきます。と存じます。

それでは、恐れ入りますけれども、資料二をお手元に置いていただきまして、一枚めくりまして、一ページをご覧くださいと思います。負担区域を図示したものでございます。

負担区域は、東京港の港湾区域及び臨港地区でございます。右の下の表の凡例にありますように、太い黒線で囲われた範囲の港湾区域、い

わゆる水域の面積は、五千百六十五・八ヘクタールでございます。

また、赤い線で囲われています臨港地区の面積は千二十八・一ヘクタールでございます。

また、青色で表示しております①から⑩は、建設・改良及び維持工事の対象公園の位置を示しております。なお、このうち⑤のフェリーふ頭公園につきましては、休園中のため、今年度の負担金では維持工事の対象から外れております。

また、水面清掃の工事の施工箇所は、太い黒線で囲われた港湾区域内でございます。

続きまして、一枚めぐりまして二ページをお開きいただきたいと思います。二の「平成二十九年 度港湾環境整備負担金（案）の概要」でございます。上の概要の表をご覧ください。この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

建設・改良工事におきましては、A欄の平成二十八年度の事業費、七千六百万余円に對しまして、記載の計算式によりまして、負担割合、面積とを乗じまして、右側のF欄の負担額が五百五十一万余円となります。

同様に、二段目の維持工事につきましては、事業費が一億百三十五万余円に對しまして、負担額がFの欄の千七百五十二万余円、そして三

段目の水面清掃工事につきましては、事業費二億三千八百六十五万余円に對しまして、右側の負担額が千七百三十万余円となります。合計額は事業費四億千六百一万余円に對しまして、負担額は四千三十四万余円でございます。

下段の内訳の表につきましては、三から五ページ記載の負担対象事業費の詳細及び負担区域内の面積の総括表でございます。Aの欄にそれぞれの工事に要した費用の主な内訳を記載してございます。また、右側のD欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。後ほどご覧いただけたらと思います。

このあとの三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。後ほどご覧いただければと思います。

それでは、六ページまでページをめくっていただきたいと思います。六ページから次の七ページは、平成二十八年度に実施した建設・改良工事の概要として、位置図及び工事内容を記載しております。まず、六ページの城南島海浜公園では、赤色の線で囲まれたエリアにおいて、デッキ及び附帯設備の改修工事を実施いたしました。その内訳は赤色の枠の中に各工事内容を記載してございます。

続きまして、七ページをおめくりいただきました
と思います。七ページの新木場公園では、広
場及び園路について実施設計及び改良工事を
実施いたしました。これにつきましても、工事
内容につきましては、右側の枠の中に記載がご
ざいます。

続きまして八ページをご覧ください
と思います。

維持工事の対象となっております公園の名
称、管理面積及び面積の増減を記載したもので
ございます。先ほども申し上げましたけれども、
フェリーふ頭公園が休園中のため、対象から外
れていることと、また晴海ふ頭公園では、公園
の面積の変更がございましたことにより、管理
面積は昨年と比べまして一万二百九十平方メ
ートル減の、合計三十万千八百二十平方メー
トルとなっております。

次に、資料の三をご覧くださいと思いま
す。負担割合一覧表でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘
案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用
対象者の状況に応じて種別化し、設定させてい
ただいております。

最後に資料四をご覧くださいと思いま
す。この表は、ご参考までに平成二十八年度と
平成二十九年度の負担金の対象となる工事の

事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十九年、中段が平成二十八年度、下段が増減を記載してございます。

このうち、事業者の方々にご負担いただく額といたしましては、表の一番右の「負担額」欄の計のところになりますけれども、昨年と比べまして増減は、約百五十二万円増の四千三十四万余円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○鬼頭部会長 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから諮問事項の内容についてご説明をいただきましたが、ご意見、あるいはご質問でも結構ですので、ございましたら、ご発言よろしくお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

それではご発言もないようですので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきまして、原案どおりとする旨、決議いたしましたと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鬼頭部会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申することといたします。

部会長の私から答申書を藏居港湾経営部長にお渡しいたしますが、若干準備がございますので、しばらくお待ちをいただきたいと思ます。

(答申書に署名)

○鬼頭部会長 それでは、答申書をお渡ししたいと思います。

平成三十年一月三十日付二十九港経第七三二号で諮問のあった「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」については、原案を適当と認める。

(答申書 手交)

○鬼頭部会長 以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと思います。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過及び審議結果につきましては、次回の東京都港湾審議会におきまして、私のほうからご報告をさせていただきますと思いますので、ご了承いただきたいと思ます。

それでは、閉会に当たりまして、事務局から藏居部長のご挨拶を申し上げたいというお申し出がありますので、よろしくお願ひします。

○藏居港湾経営部長 本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、また、ご審議をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま諮問案につきまして、原案を適当とするご答申をいただき、大変ありがとうございます。

東京都は、関係事業者の皆様方のご理解を得まして、本制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりたいと存じますので、今後とも皆様のご指導のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○鬼頭部会長 これをもちまして、第三十七回港湾環境整備負担金部会を閉会といたしまして、進行を事務局にお返しいたします。

○伊藤企画担当課長 鬼頭部会長、円滑な議事進行をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局ホームページに掲載する予定でございます。また、先ほど部会長よりご案内がありましたとおり、本日の審議については、次回の東京都港湾審議会における報告事項となります。審議会に関する日程や議事内容につきましては、決まり次第、別途ご案内させていただきます。たいと存じますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては大変お忙しいところ恐縮でございますが、審議会への出席

をよろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、入庁時にお渡ししております入館証でございますけれども、エレベーターを降りたフロアに警備員がおり、ゲートを通過する際に入館証を回収しておりますので、そちらにお渡しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上、事務局からの連絡事項でございました。本日は皆様、ありがとうございました。

閉会（午後一時四十五分）

――了――